

アフターコロナにおける国際課税の潮流

2023年5月4日に世界保健機関（World Health Organization：WHO）が、新型コロナウイルス感染拡大の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern：PHEIC）」宣言終了を発表しました。日本でも5月8日から新型コロナウイルスが感染法上5類に移行され、約3年5カ月に及んだコロナ禍が漸く終息しようとしています。しかしながら、この間に世界各国は、感染症対策や経済的補償措置のための財政支出を大幅に増やした結果、未曾有の水準に財政赤字が膨らんでいます。

コロナ禍以前にも、経済のデジタル化により多国籍企業がその利益をタックスヘイブンなど低課税国に容易に移転できる「利益移転（Profit Shifting）」やグローバル化の進展で企業活動の海外流出に対抗するために、各国政府が競って法人税率を引き下げる「租税競争（Tax Competition）」が起きていました。そのため、各国の税負担が、金融所得や法人利潤などにグローバルに移動性の高い税源から労働や消費、土地や不動産などの移動性の低い税源へのシフトが生じ、税制全体として逆進的な負担構造に陥っているといわれています。

そうした問題の解決策の一つが、「グローバル・タックス（Global Tax）」ではないかと議論されています。狭義のグローバル・タックスは、トービン税（国際通貨取引税）や国際連帯税、金融取引税等の国際公共財の財源調達を念頭に置いて、国境を越える経済活動に対して課される税を指します。広義には、自国の課税権の範囲で自己完結しない税で、新しい国際共通のルールを作って、その下で各国が協力しつつ実施していくタイプの

税金もグローバル・タックスに含めて議論されます。その典型が、2021年10月に経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）とG20（Group of Twenty）の「税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）包括的枠組み」において合意された新たな国際課税のルールです。

その新たな国際課税のルールには、2つの柱（Pillar）があります。1つ目の柱（Pillar1）は、デジタル技術の中核とするビジネスモデルを擁する企業（「デジタル企業」）の収益、売上あるいは付加価値に課税を行い「利益移転」に対処すること、2つ目の柱（Pillar2）は、国際的に共通の最低税率（「グローバル・ミニマム課税：税率15%」）の導入によって「租税競争」に歯止めをかけようとするものです。

この合意を受けて、日本においても令和5年度税制改正で、「国際最低課税額に対する法人税」（仮称）の創設等の法制化がされています。

今後は、グローバル・タックス議論を通じて、21世紀経済の現実に合わせた「新しい課税権力の形」としての課税権力のグローバル化がどのように展開していくのか。そして、その権力が暴走しないように各国国民によって民主主義的なコントロールが如何に図られていくのか注目していく必要があります。

（国際特別委員会副委員長 渡邊 弘一）

【参考文献】

諸橋 徹

『グローバル・タックスー国境を超える課税権力』（岩波新書、2020年）